

工事代金受領代行業務に関する特約

第1条（適用範囲）

1. 本特約（以下「本特約」といいます）は、株式会社 DYM（以下「当社」といいます）が運営するリフォーム会社比較・紹介サービス「MY リフォームラボ」（サイト名称が変更された場合は、変更後のサイト名称を含むものとし、以下「本サービス」といいます）において、ユーザーが本サービスを通じて紹介を受けたリフォーム会社その他の施工事業者（以下「提携事業者」といいます）との間で締結するリフォーム工事その他の工事に関する契約（以下「工事契約」といいます）について、当社が提携事業者の依頼を受け、提携事業者に代わってユーザーから工事代金その他工事契約に基づき支払われる金銭（以下「工事代金」といいます）を受領し、これを提携事業者へ送金する業務（以下「受領代行業務」といいます）に適用されます。
2. 本特約は、「MY リフォームラボ 利用規約」（以下「利用規約」といいます）の特約として位置付けられるものとし、本特約に定めのない事項については、利用規約が適用されます。
3. 本特約と利用規約の内容に矛盾または抵触がある場合、受領代行業務に関する事項については、本特約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（受領代行業務）

1. ユーザーは、受領代行業務を利用するにあたり、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 当社が、提携事業者の依頼に基づき受領代行業務を行うこと
 - (2) ユーザーが、当社の指定する方法、支払期限その他当社所定の条件に従い、工事代金を当社に支払うこと
 - (3) 当社がユーザーから受領した工事代金について、当社所定の方法およびスケジュールに従って提携事業者へ送金すること
 - (4) 銀行振込その他の決済に必要となる振込手数料その他の費用が発生する場合、その負担については当社と提携事業者との間の取決めに従い当社または提携事業者が負担するものとし、ユーザーに負担させないこと
2. 当社は、受領代行業務を行う場合であっても、ユーザーと提携事業者との間で締結される工事契約その他一切の取引について、その契約当事者、代理人、施工者、保証人その他これらに類する立場となるものではありません。
3. 工事契約の締結、変更、解除、工事内容、施工品質、工期、料金、保証、アフターサービスその他工事契約に関する事項については、ユーザーと提携事業者との間で直接確認および合意するものとします。

4. 当社は、受領代行業務を行うことにより、工事契約の成立、履行、施工内容、施工品質、完成その他工事契約の内容または結果を保証するものではありません。
5. ユーザーが本特約に基づき当社に対して工事代金を支払ったときは、その支払われた限度において、ユーザーの提携事業者に対する工事代金の支払義務は消滅するものとします。
6. 当社は、受領代行業務を善良な管理者の注意をもって遂行するものとし、本条の定めは、工事代金の受領、保管または送金に関する当社自身の責めに帰すべき義務違反についてまで当社の責任を免除するものではありません。
7. 当社は、ユーザーから受領した工事代金の提携事業者への送金の時期および方法を、当社の裁量により定め、または変更することができるものとします。当社は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、送金の時期または送金の遅延に起因してユーザーまたは提携事業者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
8. 当社が受領代行業務に関してユーザーに対して損害賠償責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任は、ユーザーに直接かつ現実生じた通常の損害に限り、かつ、当該損害の原因となった送金に係る工事代金の額を上限とします。

第3条（返金に関する取扱い）

1. 当社がユーザーから受領した工事代金を提携事業者へ送金する前に、以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、受領した工事代金の全部または一部をユーザーへ返金することがあります。
 - （1）ユーザーと提携事業者との間で締結された工事契約の解除、取消し、変更その他の理由により、提携事業者から当社に対して返金の指示があった場合
 - （2）ユーザーおよび提携事業者の双方から返金について合意した旨の連絡があった場合
 - （3）法令に基づきユーザーが工事契約を解除し、または取り消すことができる場合（特定商取引法上のクーリングオフを含みます）において、ユーザーから返金の申出があったとき
 - （4）その他、当社が工事代金を返金することが相当であると合理的に判断した場合
2. 前項に基づき返金対応を行うにあたり、当社は、ユーザーまたは提携事業者に対し、工事契約の内容、工事の進捗状況、解除・変更の経緯その他当社が必要と判断する情報または資料の提供を求めることができます。
3. ユーザーは、前項に基づき当社から情報提供または調査への協力を求められた場合、合理的な範囲でこれに協力するものとします。
4. ユーザーの責めに帰すべき事由により、当社または提携事業者に損害、費用その他の負担が生じた場合、当社は、法令上認められる範囲において、かつ、当該金額についてユーザーとの間で合意し、または当該債権が確定した場合に限り、当該損害等に相当する金額を、当社が受領している工事代金その他ユーザーに返還すべき金銭から控除または相殺することができるものとします。

5. 前各項の定めにかかわらず、当社が工事代金を提携事業者へ送金した後に、工事契約の解除、返金その他の事由が発生した場合、返金その他の対応については、原則としてユーザーと提携事業者との間で直接協議し、解決するものとします。

6. 前項の場合、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、提携事業者からユーザーへの返金を保証するものではなく、返金その他ユーザーと提携事業者との間の紛争について責任を負わないものとします。

第4条（工事契約に関する紛争）

1. 工事内容、見積金額、追加工事、工期、施工品質、契約解除、瑕疵、保証、返金その他工事契約に関連してユーザーと提携事業者との間で生じた紛争については、ユーザーおよび提携事業者がそれぞれの責任および費用負担において解決するものとします。

2. 当社は、受領代行業務を提供していることのみを理由として、前項の紛争について責任を負うものではありません。

3. 当社は、必要と判断した場合、紛争解決のためにユーザーまたは提携事業者に対して事実確認を行うことがあります。当社が紛争解決を行う義務を負うものではありません。

第5条（受領代行業務の停止等）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、工事代金の受領、提携事業者への送金その他受領代行業務の全部または一部を一時的に停止することができます。

（1）ユーザーまたは提携事業者との間で工事代金に関する紛争が生じている場合

（2）工事契約の成立、内容または解除等について確認が必要となった場合

（3）ユーザーまたは提携事業者から受領代行業務の停止を求められた場合

（4）不正利用、マネーロンダリングその他違法または不適切な利用のおそれがあると当社が合理的に判断した場合

（5）決済事業者、金融機関その他第三者のシステム障害等により受領代行業務の継続が困難となった場合

（6）その他、当社が受領代行業務の停止が必要であると合理的に判断した場合

2. 前項に基づき受領代行業務を停止した場合、当社は、必要に応じてユーザーまたは提携事業者に対し、事実確認または必要な資料の提出を求めることができます。

3. 当社は、第1項に基づく受領代行業務の停止または前項の対応によりユーザーまたは提携事業者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第 6 条（本特約および受領代行業務の変更）

1. 当社は、法令の改正、受領代行業務の内容変更、決済方法の変更その他必要な事情が生じた場合、本特約または受領代行業務の内容を変更、追加または廃止することができます。
2. 当社は、本特約を変更する場合、その変更がユーザーの一般の利益に適合する場合、または本特約の目的に反せず、変更の必要性および変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものである場合、変更後の内容および効力発生日を本サービス上への掲載、電子メールその他当社が適切と判断する方法により周知することで、本特約を変更することができるものとします。

制定日：2026 年 9 月 4 日